

第四十八回国 参議院内閣委員会 會議録 第四号

昭和四十年二月九日(火曜日)

午前十一時開会

委員の異動

二月五日

中野 文門君
後藤 義隆君

補欠選任

三木與吉郎君
上林 忠次君

出席者は左のとおり。

委員長 柴田 栄君
理事 栗原 祐幸君
下村 定君
伊藤 頭道君

委員

石原幹市郎君
塩見 俊二君
三木與吉郎君
村山 道雄君
堀本 宜実君
中村 順造君

國務大臣

自 治 大 臣 吉武 恵市君
國 務 大 臣 小泉 純也君

政府委員

内閣官房長官 橋本登喜三郎君
防衛庁長官官房長 小幡 久男君
防衛庁経理局長 大村 筆雄君
防衛施設庁長官 小野 裕君
防衛施設庁総務部長 沼尻 元一君
防衛施設庁建設部長 大浜 用正君
防衛施設庁施設部長 財満 功君

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 清君

本日の会議に付した案件

○自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国の防衛に関する調査(昭和四十年防衛庁関係予算に関する件)

○憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。二月五日、中野文門君、後藤義隆君が委員を辞任せられ、その補欠として三木與吉郎君、上林忠次君が選任されました。

○委員長(柴田栄君) 自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。吉武自治大臣。

○國務大臣(吉武恵市君) ただいま議題となりました自治省設置法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

近年、わが国の地方行政については、租税条約の締結等緊密な国際的連携を必要とする問題が増加してまいりましたので、地方行政に経験の深い者を海外に常駐させる必要があると考へ、自治省の定員一名を、在外公館の要員として、外務省に移しかえることとしたのであります。

この結果、自治省の定員は現在五百十一人であり、五百十人となります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、国の防衛に関する調査を議題とし、昭和四十年防衛庁関係予算に関する件の調査を進めます。

まず、防衛本庁関係予算、続いて防衛施設庁関係予算について、政府当局から説明を聴取いたします。小泉防衛庁長官。

○國務大臣(小泉純也君) 昭和四十年防衛庁予算につきまして、その概要を御説明いたします。

一 昭和四十年防衛本庁の歳出予算の総額は、二千八百五十二億六千九百九十六万九千四百円であり、これを昭和三十九年度の歳出予算額二千六百六十九億五千四百八十八万七千七百円に比べますと、百八十三億五千五百八十二万二千円増加となっております。

このほか、国庫債務負担行為として、航空機の購入について二百三十二億二千四百四十一万四千円、器材の整備について二百七十六億九千五百八十二万三千円、弾薬の購入について三十六億二千六百八十八万五千円、艦船の建造について十九億九千九百七十三万二千円、艦船の建造について十九億九千六百六十九万六千円、計五百六十九億七千三百三十五万四千円を計上し、さらに継続費として、昭和三十八年度甲型警備艦建造費について三億九千二百二十八万八千円、昭和三十八年度甲型警備艦建造費について五億五千七百七十一万一千円、昭和三十九年度甲型警備艦建造費について四億六千六百九十五万八千円、昭和三十九年度甲型警備艦建造費について二十一億四千三百八十八万八千円、計三十四億二千七百二十八万八千円の追加額を計上するとともに、新たに昭和四十年防衛本庁の歳出予算について三十九億四千六百四十四万四千円、昭和四十年防衛本庁の歳出予算について六十六億六千二百八十八万八千円、昭和四十年防衛本庁の歳出予算について三十九億三千六百八十五万三千円、計百四十五億四千三百四十二万二千円を計上いたしてまいります。

また、職員の数につきましては、防衛本庁の昭和四十年防衛本庁の職員定数は自衛官二十四万七千五百九十二人、自衛官以外の職員二万七千八百八十四人、計二十七万四千六百七十六人であり、これを昭和三十九年度の職員定数に比べますと、自衛官において千四百九十八人、自衛官以外の職員において五十五人、計千五百五十三人の増加となっております。

二 次に防衛本庁の予算案の内容について申し上げます。

基本方針といたしましては、昭和四十年度は、第二次防衛力整備計画の第四年目として計画に示された整備内容を基準としつつ、内容の充実合理化、防衛基盤の育成、後方支援の強化等の施策を著実に推進することにより、実質的な防衛力の整備向上をはかることを主眼とし、特に次の諸点に重点を置いてまいります。

すなわち、(一)まず、国防意識の高揚をはかり、自衛隊に対する国民一般の理解を深めるとともに、隊員の士気を高揚し、かつ、自衛官充足対策の強化をはかるため、広報活動の強化、募集体制の強化拡充、老朽隊舎の改築、宿舎の増設、その他隊員の処遇及び生活環境の改善整備を強力に推進することとしてまいります。

(二)次に第二次防衛力整備計画に沿って、自衛隊の装備の充実、近代化を促進することとし、陸上部隊装備の充実、艦船建造の推進、F104J三十機の追加生産を含む航空機の増強、弾薬の

確保、ナイキ、ホーク関係部隊の整備、パッジ建設の推進等に必要経費を計上するとともに、一部の装備品について米国から供与される無償援助が期待できなくなったことに伴い、所要の予算措置を講ずることとしております。

(四) また、基地問題を円滑に処理するため、前年度に引き続き、騒音防止対策を推進するとともに、基地周辺の道路の整備、用地買収及び家屋移転等の民生安定諸施策の充実強化をはかることとしております。

(五) このほか、研究開発につきましても重点事項の一つとして大幅にその推進をはかることとしております。

三 以下機関別に内容を申し上げます。

(一) 陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして千二百七十六億九千九百七十七万七千四百五十五円となっております。

その主要な内容について申し上げますと、ホークの導入に伴う関係部隊の改編を行なうほか、隊舎等施設の整備、部隊装備品の充実更新、ヘリコプター購入による機動力の増強等により防衛力の内容充実を一段と推進することとしております。

職員定数につきましては、昭和四十年度の増員はなく、前年度と同様自衛官十七万五千五百人、自衛官以外の職員一万三千六百三十人、計十八万五千三百八十人の増員を予定しておりますので、予備自衛官の総数は二万七千人となります。

次に航空機につきましては、昭和四十年年度において新たに小型ヘリコプター七機、中型ヘリコプター十機、大型ヘリコプター六機の購入を予定しておりますので、これにより陸上自衛隊の昭和四十年年度末における保有機数は二百八十九機となる見込みであります。

(二) 海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして六百八十一億八千三百一十五万五千円、国庫債務負担行為におきまして百十二億九千九百三十三万五千円、継続費におきましては冒頭に申し上げ

たとおりであります。

その主要な内容について申し上げますと、職員定数につきましては、昭和四十年年度において艦艇及び航空機の新規就役等に伴いまして、自衛官五百九十八人、自衛官以外の職員五十五人、計六百五十三人を増員することとし、これにより職員定数は、自衛官三万五千五百六十一人、自衛官以外の職員五千三十五人、計四万五千九百九十六人となります。

次に艦船につきましては、新たに甲型警備艦二千トン型一隻、三千トン型一隻、潜水艦千六百トン型一隻、掃海艇三隻、特務艇高速型一隻、支援船十隻、総計十七隻、八千六百四十七トンの建造を予定しております。これにより、昭和四十年年度末の保有艦艇は、五百七十七隻、約十六万四千二百トンとなる見込みであります。

また、航空機につきましては、昭和四十年年度において新たに対潜ヘリコプター四機、双発練習機六機、練習用ヘリコプター二機及び輸送機一機の購入を予定しております。これにより海上自衛隊の昭和四十年年度末の保有機数は二百四十九機となる見込みであります。

(三) 航空自衛隊につきましては、歳出予算におきまして八百六十六億六千三百三十七万七千円、国庫債務負担行為におきまして三百二十六億七千九百二十六万九千円となっております。

その主要な内容について申し上げますと、第七航空団を改編してF104戦闘機部隊として展開し、また、第三高射群を新編する等に伴い、自衛官九百人を増員することとし、これにより職員定数は、自衛官四万四千五百三十三人、自衛官以外の職員五千三百五十六人、計四万五千八百八十九人となります。

また、航空機につきましては、F104J戦闘機の減耗補充分として三十機の追加生産を行なうこととしておりますほか、救難用ヘリコプター三機の購入を予定しておりますので、これにより航空自衛隊の昭和四十年年度末保有機数は千四百四十二機となる見込みであります。

(四) 内部部局、統合幕僚会議及び附属機関につきましては、歳出予算におきまして七十七億三千五百七十六万六千円、国庫債務負担行為におきまして四十八億九千八百六十六万九千円となっております。職員定数におきましては、昭和四十年年度の増員はなく、前年度と同様自衛官七十八人、自衛官以外の職員三千六十三人、計三千四百四十一人となっております。

次に(組織)防衛施設庁について申し上げます。昭和四十年年度の防衛施設庁の歳出予算の総額は百六十一億一千六百八十三万三千円です。これを昭和三十九年度の歳出予算額百三十七億九千五百四十九万九千円に比べますと、二十三億二千三百三十三万四千円増加となっております。

また、職員定数につきましては、防衛施設庁の昭和四十年年度の職員定数は三千三百八十七人でありまして、これを昭和三十九年度の職員定数に比べますと七十人の減少となっております。

次に防衛施設庁の予算案の内容について申し上げます。昭和四十年年度の予算案の重点といたしましては、(一)まず、基地の安定的使用を確保するため、前年度に引き続き、騒音対策の強化並びに危険防止対策の推進等基地政策的経費の充実をはかるよう配慮いたしております。

(二)次に、駐留軍要員の適正な維持、管理をはかるため、離職対策の強化、健康保険組合の財政の健全化等の措置を講ずることとしております。

(三)次に、内容をお申し上げます。以下各(項)ごとに内容を申し上げます。

(一) 施設提供等諸費につきましては、基地政策的経費の百億七百三十二万七千円を含めて百七十七億八千八百九十一万八千円となっております。

(二) 調達事務管理事務費につきましては離職対策費八千七百四十九万九千円及び健康保険組合臨時補助金六千万円を含めて八億六千八百三十三万五千円となっております。

以上をもちまして防衛本庁及び防衛施設庁予算の概略の説明を終わります。

○委員長(柴田栄君) この際、実は引き続き補足説明を聴取いたす予定でございましたが、官房長官の御都合がございまして、中断いたしました。憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取することといたします。橋本内閣官房長官。

○政府委員(橋本登喜三郎君) たいま議題となりました憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

憲法調査会は、憲法調査会法(昭和三十一年法律第四十号)によって設置され、同法第二条の規定によりまして、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告することを、その任務とされたのであります。翌三十二年発足以来、七カ年にわたって調査審議を行ないまして、昨年七月三日、その結果を取りまとめました「憲法調査会報告書」を確定いたしました。これを内閣及び内閣を通じて国会に提出いたしました。

これによりまして、同調査会の任務は終了いたしました。このほど事務局における残務の処理も完了いたしましたので、調査会の設置を定めております憲法調査会法を廃止するとともに、同法並びに昭和三十九年八月三十一日限り失効した臨時司法制度調査会設置法及び同年九月三十日限り失効した臨時行政調査会設置法の関係法律を整理するため、これらの関係法律に所要の改正を加えようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の事後の審査は、都合

により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) では、先刻の議題に戻りまして、国防衛に関する調査を議題とし、小泉防衛庁長官からの説明についての補足説明を聴取することにいたします。大村経理局長。

○政府委員(大村経理局長) 昭和四十年年度防衛庁予算の概略につきまして補足説明を申し上げます。お手元に、縦長の「防衛庁予算要求の概要」という資料が差し上げられていると思いますが、これに基づきまして御説明を申し上げます。

まず、第一ページに「防衛関係費の推移」という表がございます。左の端が、まず、防衛関係費、その内訳といたしまして、防衛庁費、これが、防衛本庁の狭義の防衛費でございます。(2)として防衛支出金、これは、防衛施設提供等諸費及び米軍事顧問団に対する交付金の合計額でございます。

(3)が防衛施設庁費等、これは防衛施設庁の事務費等の金でございます。これを合わせて防衛関係費、広い意味での防衛費ということになっております。

2が、国民所得。3は、一般会計歳出。数字が、大体、大きく見まして三つございまして。それを三十三年度以降四十年まで横に並べてございまして。さしあたり、三十九年度と四十年年度の数字をごらん願いたいと思っておりますが、防衛関係費総額、先ほど御説明申し上げましたとおり、四十年度は三十四億四千七百五十万円でございまして、三十九年度は三十四億四千七百五十万円の増でございまして、二億六千七百五十万円の増でございまして、当予算二千七百五十万円の増でございまして、二百六十三億円の増でございまして、この国民所得に対しまして比率でございますが、下のほうにA Cという欄がございます。A C—パーセンテージでございますが、四十年予算が一・三三、三十九年度が、当初、補正後一・三八でございまして、〇・〇五防衛費が減ってまいっておるといってございまして、それからA D、これが一般会計歳出に対しまして防衛関係費の割合でございますが、四十年度は八・

二四、三十九年度は当初予算におきまして八・四五、補正後におきまして八・四一でございまして、一般会計歳出に対する割合も、防衛関係費が減ってまいっておりますということがあるかと思っております。これはあとで御説明申し上げますが、三十九年度の予算におきましては、御承知のとおり、F104Jの現行二百機生産の金が、最後の年といたしまして、二百五十億計上しておりますのが、四十年度はその分がなくなるという関係で、全体の防衛関係費の総額が減ってまいっております。そういう関係で国民所得に対する比率も、一般会計歳出に対する率も、前年度より多少減ってまいっておりますことに相なっております。

次に、二ページをごらん願いたいと思っております。これは機関別の内訳でございます。まず防衛本庁、陸上自衛隊、これが四十年度二千七百七十六億九千万円でございます。先ほど大臣の御説明もございましたが、前年度の補正後に對しまして、前年度対比の欄でございますが、(A)マイナス(C)百四十八億六千九百万円の増加でございます。対前年度率にいたしまして一・一七・八〇という増加率でございます。あと同様に、海上自衛隊が四十年

度予算六百八十一億八千三百百万円でございます。対前年の増加が九十四億七千七百万円でございます。航空自衛隊、これは八百六十六億六千万円でございます。この前年度対比が△の七十七億三千六百万円と、対前年度七十二億三千六百万円減っております。これが先ほど御説明申し上げましたように、F104Jの二百機の現行生産のためには計上いたしました二百五十億円のうちの四十年度はなくなりました。そういう関係で、航空自衛隊といたしまして減が立つわけでございまして、したがって、陸、海、航空各自衛隊の合計が、小計の欄でございますが、二千七百七十五億三千五百百万円でございます。対前年百七十一億一千万円の増加でございます。あと内部部局以下付属機関それぞれでございますが、防衛本庁合計で、下から三つ目でございますが、二千八百五十

二億七千万円、対前年度増加(A)マイナス(C)の欄で百八十三億五千五百万円、(A)マイナス(B)の当初予算に對しましては二百四十億二千百万円の増加でございます。

それから防衛施設庁でございますが、百六十一億一千七百万円でございます。対前年度増加額が、(A)マイナス(C)で二十三億二千二百百万円、対前年度一・一六・七〇の増加でございます。以上合計いたしました、四十年度の要求原案は三千十三億八千七百万円でございます。対前年度増加額が、(A)マイナス(C)の欄におきまして二百六億三千七百万円でございます。対前年度増加率は一〇・九・六でございまして、九・六の増加率でございます。

次のページをごらん願いたいと思っております。科目別内訳という表でございます。これは防衛本庁につきましての科目別内訳でございます。最初に入件費という欄がございます。入件費が非常に大きなウエイトを示すのが防衛予算の一つの特徴でございます。四十年年度予算におきまして千二百四十億三千八百万円とございます。防衛本庁計に對しまして、これは四三・五〇でございまして、三十九年度予算額におきまして千五百一十一億二千二百百万円が四〇・二〇でございまして、入件費の占める割合が三・三〇さらにはふえてきたということがあるかと思っております。この原因は、もちろんベースアップもございまして、先ほど申しましたと同様に、航空機購入費というものがございまして、これが四十年年度百九億五百万円、これが全体に占めます割合が三・八〇でございまして、三十九年度当初が三百十四億五千五百百万円、全体に對して二・二〇でございまして、これがF104現行生産二百機の所要経費減に伴うところの、それによつて航空機購入費の全体のウエイトが下がりますと同時に、逆に入件費のウエイトが上がってきたということがあるかと思っております。

次のページをごらん願いたいと思っております。これが防衛施設庁の科目別の内訳でございます。防衛施設庁三十億四千万円、これは大部分が事務費でございますが、あと調達労務管理費八億六千八

百万円、施設提供等諸費百十七億八千九百万円、これは大部分基地対策の経費でございます。百十七億八千九百万円、前年度当初予算九十七億七千六百万円、補正後九十五億五千七百百万円でございます。前年度に對しまして約二・二〇の増加でございます。したがって、基地対策に相当大きなウエイトを占めてまいっておりますのであります。

一番下のほうに相互防衛援助協定支出金とございます。これが米軍事顧問団に対する交付金でございます。四億千六百万円でございます。したがって、防衛施設庁計百六十一億千七百万円、対前年度比一・一六・七〇の増加と相なっております。

次の表をごらん願いたいと思っております。五ページでございます。国庫債務負担行為でございます。ここに掲げております数字は、四十一年度以降の後年度負担額の数字でございます。先ほど大臣より御説明申し上げました国庫債務負担行為の数字は、当該年度の四十年度を含めました総額の数字を申し上げましたが、ここに書いておりました数字は、四十一年度以降の後年度の負担額、翌年度以降の負担額で数字を掲げてございまして、陸上自衛隊トータルにおいて六十七億七千万円、前年度の当初が四十三億七千万円でございます。前年から、五割以上の増加でございます。

海上自衛隊九十九億二千六百万円、前年度当初八十億二千六百万円でございます。これも二割以上の増加でございます。航空自衛隊、これが二百七十七億千四百万円、前年度が二百五十三億四千万円でございます。それから技術研究本部が四十一億八千四百万円、前年が八十五億三千三百万円、前年が当初三年度は四百八十五億九千四百万円、前年が当初三百八十五億三千六百万円、二割五分以上の増加でございます。歳出予算においては増加率は低うございますが、国庫債務負担行為においては相当地な増加に相なっております。それから次のページをごらん願いたいと思いま

すが、これは継続費でございますが、継続費は、口本の予算におきまして認められておりますのは、防衛庁の大型艦艇にだけでございますが、この継続費におきましては、既定計画艦、既定計画艦追加分、新規計画艦の三つに分けて表をつくっております。既定計画艦と申しますのは、三十九年度までに継続費をお認めいただいたものの計数でございます。総額におきまして、既定計画艦の小計をござらん願いますと、二百五十二億九千三百万円でございます。この各年度割りの数字が右のほうに掲げてございます。

それから(2)といたしまして既定計画艦追加分というのがございます。これは実は三十九年度までの艦艇につきましては、それぞれ米圃から装備品の無償供与を予定していただいておりますが、これが対外援助法の修正によりまして無償援助が期待できなくなりましたので、四十年年度予算よりこれが国産化ないしは米圃から有償援助で購入するということとしておるのでございますが、その追加経費を既定計画艦追加分として計上したのでございます。これが小計におきまして三十四億一千七百万円でございます。

それからその次のページをござらん願いたいと思っておりますが、これは四十年年度新たに計画いたしました新規計画艦でございます。まず四十年年度甲型警備艦建造費、これは二千トン級でございますが、三十九億四千七百万円、それから四十年年度甲II型、これは三千トン級でございますが、六十六億六千万円、それから潜水艦建造費でございますが、千六百トンの潜水艦でございますが、三十九億三千七百万円でございます。小計で百四十五億四千四百万でございます。したがって、新たな継続費の計上は(3)の百四十五億と、前のページの既定計画艦追加分の三十四億でございます。約百八十億というものが新たに継続して要求しておる数字でございます。これまた前年度の百十一億に対して相当大きな増加に相なっております。

それから次のページをござらん願いたいと思

ますが、5の定員要求、定員の表でございます。まず左の欄をござらん願いますと、防衛本庁、陸上自衛隊でございます。右のほうをござらん願いますと、三十九年度末予算定員、四十年年度増員要求、四十年年度末予算定員という欄がございます。それぞれ自衛官、非自衛官、計というふうに分けて、それぞれ分けてございますが、まず陸上自衛隊でございます。これは四十年年度は増員はございません。それから海上自衛隊でございますが、四十年年度自衛官におきまして五百九十八人、これは新規就役艦艇の乗り組み員あるいは航空機の新規就役に伴うところの所要人員あるいは陸上の新しい教育隊とかあるいは海上訓練指導隊等の新改編に伴うところの所要の増員でございます。これに伴う非自衛官—シビルでございます。これは五十六名、外ワクとしてありますのは、アタッシュエとして外務省に派遣いたします振りかえ定員の減でございます。海上自衛隊におきましては計で六百五十四名、減が一名というふうになっております。

それから航空自衛隊でございますが、四十年年度は九百名の自衛官の増員要求でございます。これは百里基地にF104戦闘機の航空隊を展開することに伴う所要の人員、あるいは北九州地区におきまして第二次ナイキ部隊の配置に伴う所要人員のために必要な定員の要求でございます。以上、小計欄をござらん願いますと、自衛官で千四百九十八名、非自衛官として五十六名、あわせて千五百五十四名の増員要求でございます。あと、内部部局以下は増員要求をござんしません。一審下から二審目、防衛施設庁というのがございますが、これはござらん願いますと、非自衛官の欄におきまして七十名の減が立っております。これは昭和三十七年度以降計画的に当時の特別調達庁の業務の減小に伴いますところの定員の減を四十年年度まで計画的に減らしてまいっておる数字でございます。

それから次のページをござらん願いたいと思いが、以下来年度予算におきまして特に重点を置

きました事項につきまして、概略を御説明していただくわけでございますが、まず第一が隊員の士気高揚及び充足対策の強化ということでござります。第一が広報活動の強化一億五千八百万円、前年度一億百万円でございますが、特にテレビ関係を通じての広報対策に重点を置いてまいりたいと思っております。

それから(2)は募集体制の強化拡充でございますが、募集経費は主として旅費出張費、事務費でございます。これが三億三百万円、対前年度に對しまして一億近くふえております。それから地連の建てかえ、これは事務所を三カ所ほど建てかえることにしております。それから(3)といたしまして地連出張所の借り上げ一千万円とござりますが、現在約三十カ所出張所がございますが、これをさらに八十八カ所ほど増設して募集体制の拡充をはかってまいりたいというふうを考えております。

以上、計で募集関係の経費が三億三千六百万円、前年度に對しまして一億一千二百万円の増加でございます。これによりまして募集される人員は三万四千人、前年度三万二千人でございます。三万四千名の募集人員の確保をはかりたいというふうを考えております。

それから(3)老朽隊舎の改築でございますが、来年度一萬八千三百人の隊舎の改築をはかってい、そのための所要経費が三十六億五千万円でございます。前年度一萬二千二百人分につきまして二十五億三千万円ございましたから、大幅な増加でございます。

それから(4)といたしまして宿舎の増設でございますが、(7)は特別借り上げ宿舎千四百万円でございますが、これは共済組合の長期資金でもって宿舎を建てまして、それを国が借り上げるといふ仕組みの宿舎でございます。それから千四百万円が借り上げ料でございます。それから一般宿舎として千三百五十七戸、十三億二千八百万円、合計いたしまして二千五百五十七戸、十三億四千二百万円でございます。前年度が千五百四十四戸、五億九千六百万円でございますので、これまた大幅な改善でござ

ります。ただ戸数の割合以上に額がふえておりますのは、これは来年度は曹クラスのための待機宿舎と申しますが、駐屯地のごく近くに曹を居住させる鉄筋のアパートを相当まとめてつくりたいということで、鉄筋構造のものが大部分でございます。単価的に高くなっておりますので、戸数の増加割合以上に金額がふえてまいっております。

それから次のページをござらん願いたいと思いが、(5)はその他隊員の処遇及び生活環境の改善整備でございます。これはいろいろござりますが、(7)は諸手当の改善七千六百万円、これは航空手当あるいは航海手当等諸手当の改善でございます。(4)が特殊糧食、被服類の改善でございますが、これも航空加給食とかあるいは災害派遣の場合の災害加給食あるいは航空保護服等の被服類の改善でございます。一億一千四百万円でございます。(6)が営舎内環境整備の促進、小規模工事を含めて三億四千四百万円でございます。営舎内の備品の整備とかあるいは照明度の改善とかあるいは給食設備の整備あるいはそのほかござりますが、小規模工事の増額とかいう経費でございます。それから(6)が営外居住率の拡大でございますが、これは曹になりまして二年以上たちますと、家族がござりますと営外居住を認めておりますが、この営外居住率を九千四百人、三億四千二百万円とそれを大幅にふやしてまいっております。それから曹士の昇任率の拡大、これも曹なりあるいはそれ以上の幹部の定数を拡大することによって曹士の昇任率の拡大をしてまいりたい。二千二百人でございます。

それから公資格付与施策の推進、千五百万円でございますが、これも隊員の退職後の転職、就職あっせんのための車の運転整備等の公資格付与のための経費でございます。

それから帰郷制度の新設、五千万円でございます。これは現在内地から北海道に相当多数隊員が派遣されまして北海道勤務をしておりますが、北海道在勤二年以上の隊員につきまして、中部以西より参つておる隊員につきまして、くにへ二年に

一回は帰させようというための所要の経費でございます。それからその次が旧軍歴通算に伴う退官退職手当の増額、一億であります。これは昭和二十八年七月末までに自衛隊に入隊しなかった自衛官、旧軍当時勤務歴のある方で、その後、終戦後軍の解体に伴って復職できず民間においでになる方、そういう方で――防衛庁の航空自衛隊の発足が二十九年でございます。海上自衛隊が二十七年でございます。陸上自衛隊につきましても二十八年以降相当増員になっておりますので、そういう関係で防衛庁にまた入られたそういう方につきましまして、現在旧軍歴の通算措置は二十八年の七月末までしか認められておりませんが、これを所要の期間をさらに延長することによってそういう方々を救済してさし上げたい、そのための経費でございます。

そういう関係の、その他隊員の処遇及び生活環境の改善整備のための金が十億四千四百万円、前年度が二億九千六百万円でございます。これも大幅な改善措置でございます。それから(6)自衛官の充足向上、これは以上の諸施策の結果、さらに自衛官の充足率を上げてまいりたいということで、前年度の充足率をそれぞれ一歩ずつふやしてございまして、そのための経費が六億七千四百万円でございます。陸は八四〇を八五〇、海は九三・五を九四・五、空は九五〇を九六〇でございます。それから次のページをこらん願いたいと思えますが、II装備の充実、近代化でございます。陸上武器関係で五億九百万円、武器車両関係で十五億七千二百万円、施設器材関係で八億四千四百万円、通信機器関係で十七億六百万円、その他で四億三千三百万円、合計いたしまして五十億六千四百万円でございます。そのほかに三十九年以前の国庫債務負担行為に基づく歳出化分が五十一億三百万円でございます。これは主として戦車、装甲車の類でございますが、これを合計いたしまして

陸上部隊装備のために百一億六千七百万円、前年度が五十三億八千万円でございますので、倍近い増額でございます。

(2)艦船建造の推進でございますが、先ほど継続費の中で概略御説明申し上げましたが、新規計画艦が二千トン一隻、三千トン一隻、千六百トンの潜水艦が一隻でございます。次のページをこらん願いますと、掃海艇が三隻でございます。それから高速型特務艇、これが一隻、合計自衛艦が七隻でございます。そのほか支援船が十隻、計十七隻。トン数にいたしまして八千六百四十七トン、総額百六十六億九千九百万円でございます。四十年年度計上額が三十六億七千七百万円でございます。

次は、既計画艦追加分の警備艦でございますが、総額は三十四億一千七百万円、四十年年度計上額は十七億四千万円でございます。最後に既計画艦の三十九年度までの継続費に基づくところの計上額でございますが、総額が計で二百七十一億一千八百八百万円、四十年年度計が八十億六千二百百万円、以上合計いたしまして艦艇総額四百七十二億二千六百万円、四十年年度合計百三十四億四千三百万円でございます。

次のページをこらん願いたいと思えます。航空機の増強特にF104Jの追加調達でございます。まづ新規購入分がH13七機、小型ヘリコプターでございます。これは陸でございます。HU1B、これは中型のヘリコプター十機、これも陸でございます。V107六機、大型ヘリコプターでございます。これも陸上自衛隊用でございます。それからHS2四機、これは対潜ヘリコプターでございます。それからB65六機、これは双発練習機、海上自衛隊でございます。ベル二機、これは小型練習用ヘリコプター、海上でございます。YS11一機、海上自衛隊でございます。S62三機、救難ヘリコプター、航空自衛隊でございます。F104J三十機、三十四億九百万円、国庫債務負担行為百八億三千七百万円、これは現行生産二機がことしの三月末をもって完了いたしますが、引き続き航空自衛隊の中核戦力といたしましてF104Jを三十機増

す、四十六年末までにさらに維持いたしますための、減耗補てんのために必要な機数でございます。三十機でございます。

以上小計六十九機新規購入でございます。それから継続分でございますのは、三十九年度予算に計上になりましたが、引き続きことし四十年年度にこの生産が完了しまして四十年年度納入のものでございます。小計二十七機でございます。合わせて九十六機、百九億でございます。

(4)弾薬の確保でございますが、弾薬も毎年々々相当の訓練で消耗がございまして、その消耗のほかに若干の備蓄をやってまいらなければならぬのでございますが、そのための所要経費が四十年年度陸上自衛隊二千三百六十三トン、三十六億三千万円、上に二重カックしてございまして、これは国庫債務負担行為の後年度負担額九百七十二トン、十八億六千五百万円でございます。海上自衛隊が二十二億一千六百万円、国庫債務負担行為が十億六千三百百万円、航空自衛隊十四億七千五百万円、国庫債務負担行為六億六千八百百万円、以上合計いたしまして七十二億九千四百万円、国庫債務負担行為三十五億九千六百万円でございます。

五番目が地对空誘導弾(SAM)部隊の整備でございますが、すでに計画されております第一次ナイキ部隊、これは東京近辺でございます。第二次ナイキ、北海道でございます。第二次ナイキ、北九州、第二次ナイキは関東地区でございますが、それぞれ計画と併りに順調に整備を続けてまいっております。

(6)自動警戒管制組織(BADGE)建設の推進でございますが、四十年年度予算が五十一億五千四百万円、国庫債務負担行為二十五億七千九百万円。これも既定の計画に従って計上してございまして、そのほかECM器材等のための新しい計画の予算も計上いたしております。それから次のページをこらん願いたいと思えますが、(7)米国の無償援助(MAP)切りに伴なう装備の調達でございます。以上申し上げましたのと重複いたしますが、陸上部隊装備関係二億五千

五百万円、艦艇関係におきまして二十二億九百万円、国庫債務負担行為四十七億五千九百万円、航空機関係で一億六千五百万円、国庫債務負担行為六億九千万円、その他一億八百万円。計いたしまして二十七億三千七百万円、国庫債務負担行為五十五億五千二百万円というふうな相なっております。

それから次のページをこらん願いたいと思えますが、次に、重点を設けまして、基地対策の推進でございますが、まず第一が騒音防止対策の強化拡充でございます。

まず騒音防止対策補助金、これが五十五億、そのうち自衛隊関係が十八億、駐留軍が三十七億でございます。その次が固定消音装置、自衛隊関係一億三千五百百万円、小計五十六億三千五百百万円、自衛隊関係十九億三千五百百万円、駐留軍関係三十七億。四割以上の増加でございます。

(2)は基地周辺民生安定諸施策の推進でございます。まず周辺道路整備が五億八千六百万円、それから防災工事が十九億八千二百万円、それから特別補償事業四億六千九百万円、それから移転等補償四億百万円――前年度一億九千九百万円でございます。それから、特に駐留軍関係の基地を中心といたしまして大幅な増額計上でございます。それから周辺用地買収七億三千三百万円、前年度六千九百万円でございますので、これも駐留軍の関係の基地を中心といたしまして大幅な増額計上をいたしております。

それから次のページをこらん願いたいと思えますが、施設移転集約、これも駐留軍関係でございますが、九千七百万円。それから有線放送、これも一億四百万円。小計で四十三億七千二百万円。前年度は三十億六千六百万円でございますので、これまた四割以上の増額計上でございます。それから、(3)基地関連事業の充実でございますが、漁業補償として四億七千七百万円、特別損失補償等で一億四千七百万円、演習場整備におきま

して二千八百万円、小計六億五千二百万円、大体内前年度程度の計上でございます。

それから(4)地方公共団体委託費の増額、四千万円、前年度二千二百万円に對しまして四千万円の計上でございます。

それから次のページをごらん願いたいと存じますが、(5)提供施設借料の適正化、従来安く契約されております借料を今回若干引き上げることといまして、十七億七千五百万円でございます。

以上合計いたしまして百二十四億七千四百万円、前年九十四億六千八百万円でございますので、約三十億の増加でございます。

それから次のページをごらん願いたいと思っておりますが、研究開発の推進でございます。GM関係あるいはロケット関係、レーダー関係、引き続き研究開発を推進してまいることについていたしておりますが、(4)の対潜飛行艇、これを六億六千万円、国庫債務負担行為三十億九千八百万円、これは三十五年度以来国産の対潜飛行艇を研究あるいは設計してまいったのでありますが、ようやく詳細設計を、本年三十九年度終りまして、また、U F 2 という、米国からもらいました双発の飛行艇の改造機による試験も順調に進みまして、いよいよ試作機をゼロ号機、一号機を、四十年から四十二年計画でつくってまいるといふ、今年の対潜哨戒飛行艇の試作のための所要の経費であります。

それから(5)であります。一億二千七百万円、国庫債務負担行為五億一千万円でございますが、これも現在海上自衛隊が使用しております潜水艦哨戒のための陸上機がP 2 V というのがございまして、これが昭和四十四年ごろになりますと、減耗して、だんだん機数が減ってまいりますので、その後継機のために、試作機をつくりまして、試験をしてみたいというための、機械器具の経費でございます。

その他、十三億一千八百万円でございます。合計研究開発の二十九億四千百万円、国庫債務負担行為四十億一千八百万円と、これまた前年に対しまして、増加計上してございます。

それから次のページをごらん願いたいと存じますが、施設の整備でございます。これはもう、以上、いまままで申し上げましたもの以外に、それぞれの施設の整備の金でございますが、そういうものも含めまして、いわゆる施設整備の金をここにあげたわけでございまして、計の欄でございまして、百十八億一千二百万円、前年度八十六億七千六百万円、約三十一億程度の増加でございます。

以上、概略でございますが、補足説明させていただきます。

○委員長(柴田栄君) 以上で説明は終わりましたが、御質疑はございますか。

○下村定君 いまの御説明で、前年度との比較は、はっきりわかつたわけでございますが、今年度に対する、来年度案が、来年度のために要求をされた、それがまあ最後にある程度査定されてまわつた、その差というのは、簡単に御説明にはなれぬものでしょうか。いま、即席で願っているのじやございませんか。

○政府委員(大村筆雄君) 私どもが国会に來年度の予算として御要求申し上げる前に、御承知のとおり概算要求いたしましたので、私どもが大蔵省と折衝をしましてまいりますために、要求原案というものがございまして、ただいまの下村先生の御質問は、その要求原案と對比してどうかという御質問かと存じますが、その数字を申し上げますと、私どもの要求原案は、四十年三十三億五千五百一十億でございます。それが三十四億でございますから、非常に歩どまりがいいように思いますが、実は三千五百一十億には、ベースアップの要求数字が入っております。したがって、ベースアップを含めると、三千五百一十億と申しますのは、三千三百七十億でございますので、二百九十三億、要求から落とされているということが言えるかと存じます。

○下村定君 ただいま私の伺いましたのは、総額の問題もありませんけれども、重要な個々のものにつきましてですね、これだけ要求したけれども、

これだけしか認められない、あるいはこれはまあ何割かであると、そういうことを私どもとして心得ておればですね、来年度の防衛力の整備に、どういう点にまた力を入れなきゃならぬかというところが、自然にわかるわけです。全部というわけには、無論いきませんけれども、おもなる器材、または器材の中に入っているものもありませんけれども、器材とか、あるいは給与の問題、そういうことで何か簡単なそういう対照した表がでないものでしょうか。

○政府委員(大村筆雄君) 実は私どもの大蔵省に要求いたします数字は、政府部内の折衝の数字でございますので、一応予算ができませんと、私どもは政府の案と申しますのはもうたいてい御説明した数字に尽きるわけでございます。したがって、特に私ども大蔵省へ要求した数字との対比の表というものはいままでつくつたことはございませぬが、どういふことになりましたか検討はしてまいりかと思つております。特別にまた御用がございしたら考えてよろしくございませぬけれども、いまのところ別にそういうものは用意いたしてございません。

○下村定君 よく御趣旨はわかりました。私ども審議をいたします上において、たとえば弾薬がこれぐらいは少かつたのだが実は最後にはこうなつたのだ、あるいは宿舎の問題につきましても、何千人分を要求したのだけれども実際はこれだけになつた、そういうことを知っておりますと、今後さらにまた研究する上において参考になろう、その意味でお願いしたわけであります。ひとつ御研究をお願いしたいと思います。

○政府委員(大村筆雄君) 研究してまいります。○委員長(柴田栄君) 他に御発言はございませんか。——別に御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめたいと思つております。

午後零時一分散会

二月五日木委員会に左の案件を付託された。

- 一、旧軍人等に対する恩給に関する請願(第三七一号)(第三七二号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第四一六号)(第四一七号)(第四一八号)(第四二二号)(第四三四号)(第四四一号)(第四四七号)(第四八二号)
- 一、金し勲章受章者処遇審議促進に関する請願(第三八四号)
- 一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第三八五号)

- 一、農林省蚕糸局存置に関する請願(第三八六号)(第四〇三号)(第四一三号)(第四一四号)(第四一五号)(第四二二号)(第四二八号)(第四三三号)(第四三三三号)(第四三八号)(第四三九号)(第四五七号)(第四五八号)(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)(第四六三三号)(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一号)(第四七六号)(第四七七号)(第四七八号)(第四五〇五号)(第四五〇六号)(第四五〇七号)(第四五三二号)(第四五三三号)
- 一、金し勲章年賜金復活に関する請願(第四四〇号)(第四八八号)(第四九〇八号)
- 一、金し勲章受章者処遇復活に関する請願(第四六四号)(第四五〇三号)

第三七二号 昭和四十年一月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県江南市古知野町愛知県軍恩連合会江南支部内 林木又次外二 千三百八十六名

紹介議員 草壁隆圓君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三七二号 昭和四十年一月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県上高井郡小布施町二、四五
○長野県軍恩連盟須高支部内 高 沢誠一外四千六百五十七名

請願者 長野県上高井郡小布施町二、四五
○長野県軍恩連盟須高支部内 高 沢誠一外四千六百五十七名

紹介議員 木内四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九五号 昭和四十年一月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡西春日町大字西之
保一九二愛知県軍連合会西春日
部内 宮田金治外百三十七名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九六号 昭和四十年一月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 名古屋市北区長田町四ノ六五愛知
県軍連合会北区支部内 山崎良
男外千九百八十五名

紹介議員 草葉隆圓君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九七号 昭和四十年一月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県飯田市上飯田五、三一〇
武居英次外五千四百三十一名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一六号 昭和四十年一月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 福島県双葉郡双葉町大字長塚字福
田迫一一四 佐々木孟久

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一七号 昭和四十年一月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県小牧市大字二重堀九八七
桜井勇外三百四十名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一八号 昭和四十年一月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二三通)
請願者 愛知県西尾市徳永町西側五五
原四郎外二万三千九百二名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四二二号 昭和四十年一月二十三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 名古屋市西区南鷹匠町二ノ四愛知
県軍連合会西支部内 丹羽金一
外二千四百八十名

紹介議員 草葉隆圓君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三四号 昭和四十年一月二十三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市前田町七愛知県軍連
合会瀬戸支部内 長江重男外三
百九十九名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四一号 昭和四十年一月二十五日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県東加茂郡松平町大字豊松五
二 蟹釘一外二百五十五名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四七九号 昭和四十年一月二十六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県知多郡大高町愛知県軍連
合会大高支部内 久米吉彦外三百
三十一名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四八二号 昭和四十年一月二十七日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 愛知県知多郡大府町大字共和字エ
半山三九 鈴木久次外二百九十八名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三八四号 昭和四十年一月二十一日受理
金し勲章受章者処遇審議促進に関する請願
請願者 山口市宮野折木 藤崎秀一外五百
八十九名

紹介議員 二本謙吾君

国政最高の府の良識をもつて、すみやかに今次国
会において金し勲章年金及び賜金受給者の国家処
遇措置法案を優先審議せられ、今度こそ必ず通過
成立させるよう強く要請するとの請願。
理由
金し勲章受給者に関する特別措置法案は、第三十
八回国会以来連続して提出されてきたが、いまだ
に成立に至らず、往年の国家最高の殊勲者たち
は、老残の身で不遇をかこち、悲憤の涙をしばり
つつ消え去つて行く現状で、もはや片時も黙視す
るに忍びない。

第三八五号 昭和四十年一月二十一日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩
給、共済問題に関する請願(七通)
請願者 宮崎市下北方町塚原五、七四八ノ
三 藤井与一外六名

紹介議員 平島敏夫君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第三八六号 昭和四十年一月二十一日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 島根県大原郡大東町下阿用四六三
土屋利和外六名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四〇三号 昭和四十年一月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 福岡県豊前市黒土町小石原 中西
茂外三十九名

紹介議員 森部隆輔君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四一三号 昭和四十年一月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 京都市上京区大宮通五辻北入ル
大橋理一郎外三十九名

紹介議員 井上清一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第四一四号 昭和四十年一月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 愛知県春日井市気噴町六〇〇 近
藤友右衛門外四十名

紹介議員 八木一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第四一五号 昭和四十年一月二十二日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 福島県伊達郡桑折町字東段三〇福
島県蚕糸販売業協同組合連合会
会長 大内勲六外四百二十四名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四二二号 昭和四十年一月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 静岡市御幸町二ノ八静岡県蚕糸株
式会社取締役社長 古知治郎兵衛
七十九名

紹介議員 栗原裕幸君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四二八号 昭和四十年一月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 岐阜県恵那郡岩村町二、三三〇ノ
二恵南蚕糸販売農業協同組合連合
会内 三宅依三外三百九十一名

紹介議員 山中啓一君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三二号 昭和四十年一月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(十四通)
請願者 岡山県新見市山根町新見市蚕糸協
会内 谷岡忠雄外千八十四名

紹介議員 近藤鶴代君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三三三号 昭和四十年一月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 山形県村山市大字橋岡一、三四一
両羽協同製糸株式会社取締役社長
大山不二太郎外二百八十五名

紹介議員 村山道雄君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三八号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)
請願者 京都府福知山市宇石原五〇八
大
楓愛之助外三百七十三名

紹介議員 井上清一君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四三九号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市大字熊谷二、三七三
埼玉繊維工業株式会社取締役社長
石坂養平外三百五十二名

紹介議員 上原正吉君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四五七号 昭和四十年一月二十五日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 三重県龜山市西町 田中音吉外百
十九名
紹介議員 井野碩哉君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四五八号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 山梨県甲府市中央二ノ二ノ三七
山梨製糸協会の内 後藤文長外千
二十四名

紹介議員 吉江勝保君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四五九号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七全国
乾繭販売農業協同組合連合会会長
楠見義男外千二百六十九名

紹介議員 森八三三君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六〇号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)
請願者 高根県松江市東朝日町一五一片倉
工業株式会社松江工場内 古田力
外二百七十六名

紹介議員 山本利寿君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六一号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(十一通)
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七日本
製糸協会会長 石田一郎外二千百
四名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六二号 昭和四十年一月二十五日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願(十三通)
請願者 岡山県久米郡柵原町塚角一、六七
四 谷川広士外千三百三十三名
紹介議員 近藤鶴代君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六三三号 昭和四十年一月二十五日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)
請願者 群馬県富岡市富岡一、四五三
石邦太郎外四百六十六名

紹介議員 最上英子君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四六四九号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 熊本市大江町九品寺六〇五熊本製
糸株式会社取締役社長 長野簡悟
外四十二名

紹介議員 沢田一精君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七〇号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 神戸市東灘区魚崎町横屋七七一
三木滝蔵外四百二十六名

紹介議員 田中啓一君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七一七号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(三通)
請願者 長野県上伊那郡富田村三、二九二
代田初造外八百十三名

紹介議員 羽生三七君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七六六号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡我孫子町四五五石
橋生糸株式会社我孫子工場内 松

第四七七号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 滋賀県彦根市犬方町七九〇東邦
レーヨン株式会社河瀬工場内 北
村末次郎外百三十二名

本重信外七十六名
紹介議員 木島義夫君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四七八号 昭和四十年一月二十六日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡岩出町大字高塚一
〇五有限会社和歌山蚕種製造所内
中嶋雅三外二名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五〇五号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 京都府福知山市荒河一、五三六
門野正夫外百五十六名

紹介議員 井上清一君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五〇六号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)
請願者 新潟県南魚沼郡六日町大字泉甲六
二四 上村正輝外六十名

紹介議員 佐藤芳男君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五〇七号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 栃木県芳賀郡二宮町久下田七〇一
平石榮司外三十名

紹介議員 坪山徳弥君

第五〇七号 昭和四十年一月二十八日受理

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五三二号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 秋田県湯沢市字西松沢三九二秋田
蚕種協同組合長 長坂又兵衛外三
十六名

紹介議員 松野孝一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五三三二号 昭和四十年一月二十八日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 高知県安芸郡奈半利町乙二、六三
○ 藤村製糸株式会社社長 坂本
宇治吉外十七名

紹介議員 塩見俊三君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第四四〇号 昭和四十年一月二十五日受理
金し勲章年賜金復活に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町四ノ一六ノ一四
中村政治

紹介議員 上原正吉君

金し勲章受章者(年賜金者)に対し、最良適正なる
国家処遇の途を実現するため、緊要なる予算措置
を講ぜられ今度こそ勇断をもつて実施せられるこ
とを要求するとの請願。

理由

平和克復後、金し勲章年賜金の復活を請願し、十
年近くも続行した。政府も毎国会に格段の努力を
賜わつたが、国会でいつも審議未了となり、残念
である。殊勲者には特に老令者が多く、思い残し
て毎日のようにこの世を去つてゆく現況であり、
まことに遺憾にたえない。

第四八八号 昭和四十年一月二十七日受理
金し勲章年賜金復活に関する請願

請願者 宮崎市宮田町一ノ七四 中村隆外
千三百四名

紹介議員 平島敏夫君
この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第五〇八号 昭和四十年一月二十八日受理
金し勲章年賜金復活に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市旭町二ノ三、四三
三 山口嘉良外五千七百十八名

紹介議員 坪山徳弥君

この請願の趣旨は、第四四〇号と同じである。

第四六四号 昭和四十年一月二十五日受理
金し勲章受章者処遇復活に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市高牧町一五、四一
二 小林哲雄

紹介議員 西郷吉之助君

旧金し勲章受章者に対して、すみやかに適正なる
処遇復活のみを講ぜられたいとの請願。

理由

一、金し勲章受章者の大部分は老令にて急速に死
没しつつあり、一日も早い処遇の復活を望んで
おり、すみやかに解決しなければ効果は激減す
るものと思われる。
二、生存者叙勲は国家が認め既得権を与えていた
殊勲者を先行させることが信賞必罰の理念に合
致し、又その間接的効果も大きいと思われる。

第五〇三三号 昭和四十年一月二十七日受理
金し勲章受章者処遇復活に関する請願

請願者 鹿児島県谷山市山田町五六三谷山
市功友会内 松山宗右衛門外十六
名

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一
号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中「三七四人」を「三七三人」に、
「五一一人」を「五一〇人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

昭和四十年二月十三日印刷

昭和四十年二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局